

## 近隣事業者の動向等について

- 1 近年に料金改定を実施した  
県内事業者の改定率等について
- 2 一般的な世帯における現行料金と  
改定後料金の比較について



# 近年に料金改定を実施した 県内事業体の改定率等について

事業体名	算定期間	審議会の答申による改定率	施行時期
戸田市	5年間	61.2% 激変緩和考慮33.7%	令和7年4月
寄居町	5年間	22.0%	令和7年4月
本庄市	5年間	43.6%	令和7年4月
川島町	5年間	30.0%	令和7年10月
鴻巣市	3年間	23.0%	令和8年4月
日高市	5年間	25.0%	令和8年4月
滑川町	5年間	30.0%	令和8年4月
川口市	4年間	26.7%	令和8年4月
秩父広域 市町村圏組合	5年間	51.0%	令和8年4月 (予定)



# 一般的な世帯における現行料金と改定後料金の比較について

- 一般的な世帯における平均使用水量は、東京都水道局のHPより

【单身世帯】 1か月あたり、 $8.1\text{m}^3$ であることから、  
2か月あたり、約 $16\text{m}^3$ とします。

【4人家族世帯】 1か月あたり、 $23.1\text{m}^3$ であることから、  
2か月あたり、約 $46\text{m}^3$ とします。

- 春日部市での現行の料金体系から、2か月あたりの料金を算出します。

## 【单身世帯】

$$\begin{aligned}\text{料金} &= \text{基本料金} + \text{使用水量} \times 1\text{m}^3\text{あたり単価} \\ &= 1,700 + 0 \\ &= 1,700\text{円(税抜)} = 1,870\text{円(税込)}\end{aligned}$$

## 【4人家族世帯】

$$\begin{aligned}\text{料金} &= \text{基本料金} + \text{使用水量} \times 1\text{m}^3\text{あたり単価} \\ &= 1,700 + (30 - 16) \times 120 + (46 - 30) \times 150 \\ &= 5,780\text{円(税抜)} = 6,358\text{円(税込)}\end{aligned}$$



# 一般的な世帯における現行料金と改定後料金の比較について

- 財政シミュレーションによる改定を行った場合の、料金を試算しました。

(2か月あたりの料金・税込)

【単身世帯】 16m <sup>3</sup> 使用	《パターン①》 70%改定	《パターン②》 50%改定	《パターン③》 30%改定
《現行料金》 1,870円	3,179円	2,805円	2,431円
現行料金との差	+1,399円	+935円	+561円

(2か月あたりの料金・税込)

【4人家族世帯】 46m <sup>3</sup> 使用	《パターン①》 70%改定	《パターン②》 50%改定	《パターン③》 30%改定
《現行料金》 6,358円	10,808円	9,537円	8,265円
現行料金との差	+4,450円	+3,179円	+1,907円

※現行料金に改定率を乗じた簡易的な試算のため、実際の料金とは異なります。



終わり

ご清聴 ありがとうございました